



沖縄県立西原高等学校

いじめ防止基本方針

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～



いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもののみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、早期発見、対処及び再発防止のため対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。

県立西原高等学校

令和6年5月21日（改訂）

I いじめの定義及びいじめについての考え方

1 いじめ防止等対策に関する基本理念

- ① 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他関係者連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

2 いじめの定義

○いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの認知と対応についての考え方

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
いじめは「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることを鑑み、それだけに限定しない。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合等が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある
*生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- ② いじめの認知は、本校の「いじめ防止等対策委員会」を活用して行う。
- ③ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾やスポーツクラブ、当該生徒がかかわっている仲間や集団など何らかの人的関係を指す。
- ④ 「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ⑥ いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。
例：好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった。
軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し良好な関係を再び築いた。
*学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
- ⑦ 具体的ないじめの態様は以下のようなものがある。
 - ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれや集団による無視をされる

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・性的いたづらをされる 等
- ⑧ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に通報・相談のうえ、警察と連携した対応をとる。

II 学校におけるいじめ防止等のための組織

1 いじめ防止等の対策のための組織

- ① 「いじめ防止等対策委員会」を設置する。*内容により「人権委員会」を兼ねる。
- ② 「いじめ防止等対策委員会」の構成員は、校長を委員長とし、教頭、当該学級担任、生徒指導部主任、教育相談係、学年主任、養護教諭とする（事案により部活動や教科担当教諭も参加）。
*学校関係のほか、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察関係者など外部専門家を参加・対応させることができる。
- ③ 「いじめ防止等対策委員会」は、適宜、状況に応じて参加者を検討し招集する。なお、いじめ等に関する事案が発生した場合はすみやかに招集する。
- ④ 「いじめ防止対策委員会」は、重大事態が発生した場合は、県教育委員会に報告し、関係機関と連携して事案への対応や再発防止を図る。

学校の教職員		外部の専門家
<input type="checkbox"/> 校長 <input type="checkbox"/> 教頭 <input type="checkbox"/> HR 担任 <input type="checkbox"/> 第一発見者 <input type="checkbox"/> 生徒指導主任 <input type="checkbox"/> 教育相談係 <input type="checkbox"/> 学年主任 <input type="checkbox"/> 養護教諭 事案により部活動・教科担当教員	 いじめ発生 (疑い含む) 緊急会議	<input type="checkbox"/> スクールカウンセラー <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 警察関係者

2 組織の役割

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめをゆるさない環境づくりを行う。
- ② いじめの早期発見のため、いじめ相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ⑤ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制や対応方針の決定と保護者との連携等、組織的に対応する。

- ⑥ 学校いじめ防止基本方針に基づき、取り組みの実施や具体的な年間計画を作成し、校内研修等を企画・実施する。
- ⑦ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

Ⅲ 学校におけるいじめ防止等に関する措置

1 「いじめを許さない雰囲気」の醸成

- ① 授業の充実（分かる授業・魅力ある授業を追求し、学力不安の解消を目指し、ストレスの軽減を図る）
- ② HR 活動の充実（基本的生活習慣の確立・支持的風土の醸成・居心地の良い学級作り・教師と生徒との信頼関係の構築）
- ③ 規範意識の醸成と他者理解・共感性の育成（「決まりを守る心」「自分を律する心」を育てると同時に、他者を理解し共感する力を育み居心地のよい学習環境作りに努める）
- ④ 情報モラル教育の充実（ネットの活用モラル等の高揚を図る）
- ⑤ 人権意識の高揚（いじめは人権侵害であるという意識を高める）
- ⑥ 部活動の活性化（集団行動における協調性やチームワークを学ぶ）
- ⑦ 教師のいじめを誘発する態度や言動、体罰禁止の徹底（教師は人権意識の更なる高揚に努め、生徒の範となる。）

2 学校行事等の課外活動を通じた意識高揚

- ① 歓迎球技大会、宿泊学習、遠足、体育祭、学園祭、修学旅行等で集団への帰属意識を高め、集団におけるマナーや振る舞いについて学ぶ。
- ② 生徒総会、校内弁論大会等で自身の意見を発信する態度、話を聴く態度を学ぶ。
- ③ 交通安全講話、薬物乱用防止講話等において命の大切さを学ぶ。
- ④ エイズ講話、人権講話等において人権意識と多様な価値観を認める寛容さを学ぶ。
- ⑤ 講話等においてインターネットの活用マナーについて学び、ネット利用モラルを高める。
- ⑥ 部活動の活性化を図り、集団への帰属意識、自他の個性の尊重、助け合いの精神、奉仕の精神等を高める。

3 いじめの早期発見

- ① 生徒観察
 - ・担任、教科担任、部活動顧問のそれぞれの視点で生徒を観察する。
 - ・日々の生徒観察から、生徒の変化に気づくよう心がける。
- ② アンケートの実施
 - ・生徒指導部や教育相談が定期的に行うアンケート
 - ・県教育委員会等で行うアンケート及び実態調査等
 - ・いじめや盗難等が発生し、状況把握が必要な場合に行う臨時のアンケート
- ③ 保護者・関係機関との連携
 - ・いじめ防止に向けて、保護者、関係機関と連携する。
 - ・PTA総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等呼びかける。
 - ・警察等の関係機関と日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

4 いじめ事案への対処

いじめを発見又は相談を受けた教職員は、速やかに、校長・教頭に対し当該情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

- ① 「いじめ防止等対策委員会（緊急会議）」を開催し、迅速な情報共有を行う
- ② 関係生徒に対する聞き取り調査やアンケート調査により事実関係を確認する。*被害者の立場に立ってすすめる
- ③ 「いじめ防止等対策委員会」において対応方針を決定する
- ④ 被害生徒への対応
 - ・被害生徒（知らせた者を含む）の安全を確保する。
 - ・被害生徒を徹底して守り通す
 - ・信頼できる人（友人・教員・家族）と連携し、寄り添う体制を作る。
- ⑤ 被害保護者への対応
 - ・窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行なったのち、丁寧な説明・対応を心がける
- ⑥ 加害生徒への対応について
 - ・当該生徒から事情を確認する
 - ・いじめは人格を傷つける（生命・身体又は財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・カウンセリング、教育相談を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要な時は関係機関との連携を行う。
 - ・事案によっては、懲戒処分や警察との連携を含め、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ いじめを傍観する生徒への対応
 - ・自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることを気づかせ、日頃から人権意識を育む。
- ⑧ 関係機関との連携
 - ・犯罪行為又は生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮及び被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報の上に、警察と連携した対応をとる。
 - ・ネット上でのいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課、法務局等に相談し、書き込みの削除等の支援の依頼をする。
 - ・状況に応じて児童相談所、医療機関等に相談を行う。

5 いじめの解消について

単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消する」のは少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為（心理的又は物理的な影響を与える行為）が止んでいること
 - *少なくとも3ヶ月を目安
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。「いじめ防止等対策委員会」は、いじめが解消に至るまで支援を継続するため、対処プランを確実に実行する。

6 いじめの再発防止について

- ① 拡大学年会等の情報共有において、いじめの被害生徒、加害生徒のその後の動向について情報を共有するよう心がける。

- ② 年1回実施する「学校評価アンケート（生徒・保護者・職員等）において、いじめ防止等のための取り組みについて達成状況を評価する。
- ③ 外部機関の専門家を参画させた「いじめ防止等対策委員会」において、いじめ防止等のための取り組みを評価し改善を図る。

IV いじめ重大事態への対応

1 いじめ重大事態の定義

「いじめの重大事態」とは、法第28条により、以下の内容となる。

	法第28条	国の基本方針
第1項	いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
第2項	いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとみとめるとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。*生徒が一定期間連続して休んでいる場合には、上記規程にかかわらず県教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。
その他	生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。	

2 いじめ重大事態の対応

- ① 発生報告
 - ・県教育委員会への報告
 - *重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄書へも援助要請
- ② 調査を行うための組織
 - ・「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- ③ 重大事態の調査
 - ・被害保護者へ内容の承諾を得たうえで、アンケートの実施
 - *アンケート対象は状況にあわせて決める
 - ・教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等へ面談の実施
 - *生徒への面談は毎回複数名で聞き取りを行う
- ④ 調査結果の情報提供及び報告
 - ・被害生徒及び保護者への報告
 - ・教育委員会を通して首長（沖縄県知事）へ報告

V いじめ防止等のための年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・発足会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する資料配布 ・第1回「いじめ防止等対策委員会」開催（方針の確認等） ・校内研修（全職員）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活を有意義に過ごすためのアンケート」（いじめに関するアンケート）実施 ・三者面談（生徒・保護者・HR担任）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大学年会（生徒の実態把握・職員相互の情報共有・連携）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員会（状況説明と意見交換） ・「心の安全チェック」アンケートの実施 ・「学校生活を有意義に過ごすためのアンケート」（いじめに関するアンケート）実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活を有意義に過ごすためのアンケート」（いじめに関するアンケート）実施
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・安全講話（ネット関係・サイバー犯罪関連） ・二者面談（生徒・HR担任）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・拡大学年会（生徒の実態把握・職員相互の情報共有・連携） ・「心の安全チェック」アンケートの実施 ・人権講話 ・生徒及び保護者対象の「学校評価」
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する講演会 ・「学校生活を有意義に過ごすためのアンケート」（いじめに関するアンケート）実施
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「心の安全チェック」アンケートの実施 ・「学校生活を有意義に過ごすためのアンケート」（いじめに関するアンケート）実施
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評議員（いじめ防止対策について意見交換） ・「いじめ防止等対策委員会」開催（* 専門家を参加） PDCAによる評価及び基本方針の見直し等について

教師用「いじめチェックリスト」学校における生徒観察の視点

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える <input type="checkbox"/> 表情が暗くうつむきかげん	<input type="checkbox"/> 遅刻寸前の登校が増える <input type="checkbox"/> 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる <input type="checkbox"/> 机・椅子が散乱している <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る	<input type="checkbox"/> 涙を流した気配が感じられる <input type="checkbox"/> 周囲がざわついている <input type="checkbox"/> 机が別の位置にある
授 業 中	<input type="checkbox"/> 正しい返答を揶揄される <input type="checkbox"/> 頭痛腹痛を頻繁に訴える <input type="checkbox"/> 文字の筆圧が弱くなる <input type="checkbox"/> 不真面目な態度が目立つ	<input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる <input type="checkbox"/> グループ・班分けで孤立する <input type="checkbox"/> ぼんやり一人でいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけて質問をする
休 憩 時	<input type="checkbox"/> わけもなく階段を歩く <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室に来る <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる <input type="checkbox"/> 保健室への来室が増える	<input type="checkbox"/> 一人でいることが多い <input type="checkbox"/> 遊びの中に入れない <input type="checkbox"/> トイレに行く回数が多い <input type="checkbox"/> 悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	<input type="checkbox"/> 弁当にイタズラされる <input type="checkbox"/> グループから外される	<input type="checkbox"/> 弁当を隠されたり食べられたりする <input type="checkbox"/> 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 一人が残ることが多い <input type="checkbox"/> 清掃を一人できせられるなど、嫌がる仕事を押しつけられる	<input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	<input type="checkbox"/> 服装の汚れ・破損がある <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる	<input type="checkbox"/> 擦り傷や鼻血のあとがある <input type="checkbox"/> 用もないのに教室に残る <input type="checkbox"/> 他の子の荷物を持っている
動作・表情等	<input type="checkbox"/> おどおどした感じを与える <input type="checkbox"/> 寂しそうな表情をする <input type="checkbox"/> 委員や係等を辞退する <input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣いをする	<input type="checkbox"/> 視線を合わせようとしない <input type="checkbox"/> 独り言をよく言う <input type="checkbox"/> 手イタズラが目立つ <input type="checkbox"/> 反抗的が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	<input type="checkbox"/> 教科書にイタズラ書きがある <input type="checkbox"/> 靴、体育着等が隠される <input type="checkbox"/> 高価な物を持ってくる	<input type="checkbox"/> 掲示物を破られる <input type="checkbox"/> 急に携帯電話を使わなくなる <input type="checkbox"/> 目立つ服装をしってくる
そ の 他	<input type="checkbox"/> トイレ等に落書きを書かれる <input type="checkbox"/> 小動物に残虐行為をする	<input type="checkbox"/> 提出物が遅れる <input type="checkbox"/> 校則違反、問題行動をする

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」などありましたら、担任または教育相談係に相談して下さい。

番号	項 目	チェック
1	登校をしづらくなった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がない、または食事の量が減った。	
4	家族のいる前で携帯電話を使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	交友関係が変わったように感じる。	
8	一人で部屋に引きこもり、友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	ちょっとした事にも、びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることを嫌がるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	過度にツイッター等の SNS の書き込み等を気にする様子がある。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなったり、感情の起伏が激しくなったりする。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 098 (945) 5418

■学校の F A X 番号 : 098 (946) 0339